

○福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法・開発許可関係の手数料（令和7年6月現在）

区 分(※1)		手数料(円)
1 開発許可・協議	○自己の居住の用に供する住宅	
	1,000㎡未満	21,000
	1,000㎡以上 ~ 3,000㎡未満	31,000
	3,000㎡以上 ~ 6,000㎡未満	47,000
	6,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	86,000
	10,000㎡以上 ~ 30,000㎡未満	130,000
	30,000㎡以上 ~ 60,000㎡未満	170,000
	60,000㎡以上 ~ 100,000㎡未満	250,000
	100,000㎡以上	420,000
	○自己の業務の用に供する建築物又は特定工作物	
	1,000㎡未満	21,000
	1,000㎡以上 ~ 3,000㎡未満	47,000
	3,000㎡以上 ~ 6,000㎡未満	67,000
	6,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	120,000
	10,000㎡以上 ~ 30,000㎡未満	200,000
	30,000㎡以上 ~ 60,000㎡未満	270,000
	60,000㎡以上 ~ 100,000㎡未満	340,000
	100,000㎡以上	480,000
	○その他の場合	
	1,000㎡未満	86,000
1,000㎡以上 ~ 3,000㎡未満	130,000	
3,000㎡以上 ~ 6,000㎡未満	190,000	
6,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	260,000	
10,000㎡以上 ~ 30,000㎡未満	390,000	
30,000㎡以上 ~ 60,000㎡未満	510,000	
60,000㎡以上 ~ 100,000㎡未満	660,000	
100,000㎡以上	870,000	
2 開発変更許可・協議	次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が6,000円に満たないときは6,000円を、870,000円を超えるときは870,000円を、それぞれ手数料の金額とする。	
	(1) 開発行為に関する設計の変更(※2)のみに該当する場合を除く。については、開発区域の面積(※2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額	
	(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額	
3 建築許可	(3) その他の変更については、10,000円	
	○法41条2項ただし書	
	46,000	
	○法42条1項ただし書	
	26,000	
	○法43条1項	
1,000㎡未満		6,900
1,000㎡以上 ~ 3,000㎡未満		18,000
3,000㎡以上 ~ 6,000㎡未満		39,000
6,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満		69,000
10,000㎡以上		97,000

区 分(※1)		手数料(円)	
4 地位承継(法45条)	開発行為が下記内容で開発区域の面積が10,000㎡未満のものである場合は1,700円	・主に自己の居住の用に供する住宅に供するもの	
		・主に住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの	
	(2) 開発行為が下記内容で開発区域の面積が10,000㎡以上のものである場合は2,700円	・主に住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの	
		・自己の業務の用に供する特定工作物に供するもの	
(3) 開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合は17,000円			
開発行為等適合証明証		470	
開発行為非該当証明書		10,000㎡未満	7,400
		10,000㎡以上	12,000
開発登録簿の写し		470	

区 分(※2)		手数料(円)		
1 盛土等許可・中間検査		土地の形質変更(盛土・切土)		土石の堆積
		許可申請	中間検査	
2 盛土等変更許可	~ 500㎡以内	13,000	3,000	11,000
	500㎡超 ~ 1,000㎡以内	24,000	3,000	13,000
	1,000㎡超 ~ 2,000㎡以内	36,000	3,000	16,000
	2,000㎡超 ~ 3,000㎡以内	54,000	3,000	19,000
	3,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	66,000	6,000	28,000
	5,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	90,000	6,000	31,000
	10,000㎡超 ~ 20,000㎡以内	140,000	10,000	38,000
	20,000㎡超 ~ 40,000㎡以内	220,000	10,000	52,000
	40,000㎡超 ~ 70,000㎡以内	350,000	20,000	72,000
	70,000㎡超 ~ 100,000㎡以内	490,000	40,000	100,000
100,000㎡超 ~	630,000	60,000	130,000	
3 盛土等変更許可	次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が6,000円に満たないときは6,000円を、土地の形質変更において630,000円を超えるときは630,000円を、土石の堆積において130,000円を超えるときは130,000円を、それぞれ手数料の金額とする。			
	(1) 工事に係る計画の変更(※2)のみに該当する場合を除く。については、盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土地の面積(※2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土地の面積、盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土地の面積)に、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額			
	(2) 新たな盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土地に係る変更については、新たに盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土地の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額			
(3) その他の変更については、10,000円				
盛土等適合証明書		470		

※1: 開発許可関係においては開発区域(建築許可においては、当該許可に係る部分)の面積

※2: 宅地造成及び特定盛土等規制法関係においては盛土若しくは切土又は土石の堆積をする土地の面積